

令和3年度第3回江別市地域公共交通活性化協議会（書面会議）説明書

委員各位 への お願い	事務局からの報告です。 当事項に関して、ご質問・ご意見等がございましたら、別紙「回答書」へのご記入をお願いいたします。
-------------------	--

次第項目	2 報告事項 次期公共交通計画について
参照資料	資料1-1、1-2、1-3

説 明

(1) 報告の主旨

前回当協議会（令和3年度第2回協議会【11月開催】）において概要を説明した次期公共交通計画の策定に関して、今回は、「計画策定に必要となる国の補助金の活用」と今年度内に実施を予定している「コンサル事業者の選定スケジュール」について、説明報告するものです。

(2) 資料1-1

これは「計画策定に必要となる国の補助金の活用」に関する資料になります。

計画策定には課題の整理や方針を検討するにあたり、色々な調査が必要となるため、大きな費用を伴います。そのため、調査等実施にあたっては、国交省（以下、「国」。）の地域公共交通調査等事業を活用した補助金が必要となります。

（資料中、四角の括りにある補助率2分の1、上限500万円の部分。）

ただし、国の予算の範囲内での補助となることと、全国の自治体でも公共交通計画策定の際に、この補助金を活用するところが増えてきていることから、満額の補助額は見込めない状況にあるため、資料の補助額は参考となります。

現段階では、1,000万円の計画を予定しておりますが、補助金が満額とならない（500万円以下※200万円～300万円になる可能性もある）ことが想定されるため、市の予算の動向によっては、1,000万円から目減りする可能性があります。

いずれにしても、国の補助金の活用は必要となります。

(3) 資料1-2

これは「補助金活用に関する相関図」の資料になります。

計画策定に係る具体的な調査等を実施するために、専門的見識を有したコンサル事業者の協力が必要となることから、国の補助金を活用してコンサル事業者へ調査等を委託する場合の、当協議会、コンサル事業者、補助金の交付主体となる国、江別市（以下、「市」。）の関係を整理したものです。

資料の一番下のポイントにあるとおり、法改正により、国の補助金を活用するためには、当協議会名義で直接コンサル事業者と契約を結ぶ必要があり、補助金も市を介さず直接当協議会へ交付されることから、当協議会として会計を持つこととなります。

（裏面へ続く）

会計関係については、今後改めて、当協議会において説明を予定しております。
相関図を説明しますと、①から⑧の順に手続きを進めていくこととなります。

まず、令和3年度中にやるべきこととしては、①当協議会から国へ補助金交付申請をしておく必要があります。

次に、年度をまたぎ令和4年5月末～6月頃に②国から当協議会へ補助金交付決定となり、これを受けて、当協議会として6月に、③コンサル事業者と委託契約を締結して、これ以降、本格的な各種調査を実施していくこととなります。

契約締結後は、市から当協議会へ対し④委託料支払いのための負担金を支払い、⑤当協議会はその負担金を活用し、コンサル事業者へ委託料を支払います。

令和4年度中には、この補助金を活用して、公共交通計画案まで策定する予定です。

それから、⑥当協議会から国に対し事業完了報告を行い、国で内容の審査が行われ、⑦当協議会に対して補助金が交付となります。当協議会会計に入った補助金は、⑧委託料を負担した市へそのまま全額納入するという流れになります。

(4) 資料1-3

これは「コンサル事業者の選定スケジュール及び方法」についての資料になります。計画策定に必要な具体的な調査等は契約締結後となりますが、コンサル事業者の選定はそれ以前から実施できるため、令和3年度は、先ほどの国の補助金の交付申請手続きと、コンサル事業者の選定までを進めておきます。

まず、◎選定スケジュールについて、令和4年2月中旬から3月初旬にコンサル事業者の募集を行い、その後プレゼンテーションを実施して、3月末にコンサル事業者を選定する流れを予定しております。

次に、◎選定方法について、公募型のプロポーザル方式を予定しています。

※プロポーザルの説明にもあるとおり、各コンサル事業者から目指すべき公共交通計画についての企画書を提案してもらい、その中から選定する方法です。

次に、応募要件については、主なものとして資料に記載をしております。

過去5年間の実績のところに記載のある「地域公共交通計画」には、法改正前の「地域公共交通網形成計画」も含まれます。

最後に、プレゼンテーションに関して、選定にあたっては選定委員会を設置し、委員の採点を集計し、獲得点数の高い事業者にお願いしたいと考えております。

また、選定委員の構成については、コンサル事業者との契約が、市ではなく当協議会であるということを踏まえ、協議会会長、副会長、事務局長の3名と、専門委員会委員から2名程度の計5名を予定しております。

以上、次期公共交通計画についての説明報告であります。2名の専門委員会委員については、後日、事務局から別途お願いさせていただきたいと考えております。

また、プレゼンテーションの結果については、全委員に後日、別途お知らせさせていただき予定でございますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

(以 上)